

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	【告 示】	環境管理課	○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載） 【選挙管理委員会】
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更		健康推進課	
○ 保安林の指定予定		治山課	
○ 〃		〃	
○ 道路の区域変更		道路整備課	
○ 道路の供用開始		〃	
【公 告】			
○ 国土調査の成果の認証		中山間・地域振興課	
○ 土地改良区役員の住所変更届		耕地課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
○ 〃		〃	選挙管理委員会
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 〃		〃	
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃	生活安全企画課

◎岡山県告示第五百五十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

苫田郡鏡野町古川字荒神元一〇〇九番三の一部、一〇〇九番七の一部、一〇一一番六の一部、一〇一七番一の一部、一〇一七番七の一部、一〇二〇番一の一部、一〇三番七の一部、一〇三四番二の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、令和二年十月十二日における行政区域その他の区域によつて表示されたものとする。

◎岡山県告示第五百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
-----	------	-----	-----	-------

訪問看護ステーションママック	医療機関の所在地	玉野市東高崎二五―三四	玉野市東高崎二四―八	令和二年十月一日
----------------	----------	-------------	------------	----------

◎岡山県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町真経字相坂八八、八九、九〇の一、九〇の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原本 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

赤磐市稲蒔字清水場一〇五の一、一一〇六の一、一一〇七、一一〇九、一一一二の一、一一一二の二、字横渕一一三一、字佐平谷一一三二の二、一一三二の三、字北平一一三六の二、一一三六の三、一一三六の六、一一三六の七、一一三六の一二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字清水場一〇五の一・一一〇九・一一一二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市土橋字小ショウズー一一八番一 地 先から 新見市土橋字加圧原一〇二五番一 地 先 で	新	九・二 二八・二	四五〇・五
新見市土橋字小ショウズー一一八番一 地 先から 新見市土橋字加圧原一〇二五番一 地 先 で	新	四・二 一五・二	三九三・六
新見市土橋字小ショウズー一一八番一 地 先から 新見市土橋字加圧原一〇二五番一 地 先 で	旧	四・二 一五・二	三九三・六

一 道路の種類 県道		
二 路線名 坪井下栃原線		
三 道路の区域		
区	域	
久米郡美咲町上口字小黒目一二九四番地 先		
新	別 新旧	
一一・五〇 一二・〇	幅員 (メートル)	
一〇・〇	延長 (メートル)	

一 道路の種類 県道		
二 路線名 高梁旭線		
三 道路の区域		
区	域	
久米郡美咲町江与味字黒田一一五八番三 地先から 久米郡美咲町江与味字黒田一一五八番五 地先まで		
旧	新	別 新旧
九・二〇 一七・三	九・二	幅員 (メートル)
一三・九	一三・九	延長 (メートル)

先	久米郡美咲町上口字小黒目一二九四番地
旧	
一九・〇〇 二二・〇〇	
一〇・〇〇	

◎岡山県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房井倉哲西線	新見市土橋字小ショウズー一一八番一地先から 新見市土橋字小ショウズー〇八七番一地先を経て 新見市土橋字加圧原一〇二五番一地先まで	令和二年十月二十七日

〔四七八〕 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行 た者の名称	玉 野 市	新 見 市
調査を行 った期間	平成二十八年六月 、 平成三十一年三月	平成三十年六月 、 令和二年一月
成果の名称	玉野市 地籍図及び 地籍簿	新見市 地籍図及び 地籍簿
調査を行 た地域	東七区の一 部	大佐田治部 の一部
認 証 年 月 日	令和二年十月二十日	令和二年十月二十日

〔四七九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の住所に次のとおり変更があつた旨の届出があつた。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

小原土地改良区

二 変更内容

職 名	氏 名	変更前住所	変更後住所
-----	-----	-------	-------

理 事	山 本 弘 樹	久米郡美咲町打穴中五五八	久米郡美咲町錦織七〇七一
-----	---------	--------------	--------------

―四―

〔四八〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市下仁保字石ヶ坪五三―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区祇園一〇四―五アクアグラン一〇二号室

小坂 勇介

三 許可番号

岡山県指令建指第一六二号

〔四八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下原字西高畑一七二一四、一一七二一七、一一七二一一二、一一七二一

一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市上原七三サンコーポラス四一二〇一

南 摩依

三 許可番号

岡山県指令建指第一七三号

〔四八二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字赤坂四三七―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野一六二―ウツデイビレッジⅢ一〇二

牧 敏樹

牧 真奈美

三 許可番号

岡山県指令建指第一九八号

〔四八三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字赤坂四三五―四、四三五―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原九七六―六九グレースコートA二〇一

守安 克之

守安 久美

三 許可番号

岡山県指令建指第一九九号

令和2年10月27日 岡山県公報 第12239号

〔四八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和2年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市桜が丘西八丁目三六一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田四丁目六一〇

大和ハウス工業株式会社岡山支社

支社長 大橋 通暢

三 許可番号

岡山県指令建指第三九六号

〔四八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年十月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市桜が丘西八丁目三六一一

二 公共施設の種類

道路、下水道、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田四丁目六一〇

大和ハウス工業株式会社岡山支社

支社長 大橋 通暢

五 許可番号

岡山県指令建指第三九六号

◎岡山県選管告示第七十一号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

表病院の項中「財団法人操風会岡山リハビリテーション病院」を「公益財団法人操風会岡山リハビリテーション病院」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第百六十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和二年十月二十七日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
身辺警備業務	令和三年一月十二日 （火曜日）及び同月 十三日（水曜日）の 二日間	午前九時から 午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であるもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
 - ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
 - イ 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者

等の作成に係る書面及び履歴書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の各警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和二年十一月二十四日（火曜日）から同月二十七日（金曜日）までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

四 受講手数料

一万円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。